

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 4 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22330024

研究課題名（和文） 少年事件の裁判員裁判に関する実証的研究

研究課題名（英文） Empirical Study of Lay-Judge (Saiban-in) Trial of Juvenile Cases

研究代表者

葛野 尋之 (KUZUNO HIROYUKI)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90221928

研究成果の概要（和文）：少年事件の刑事裁判については、少年法 50 条・52 条・55 条、刑訴規則 277 条などにあるように、少年事件の特性に配慮した、それに相応しい充実した審理がなされ、その結果として適切な処遇決定がなされるべきことが要請されている。他方、一般に、裁判員裁判においては、市民参加によるよりよい裁判ないしより公正・適正な裁判の実現という目的に向けて、市民参加を実質化させなければならない。これら二つの要請を両立的に実現するためには、実体面でも、手続面でも、現行実務の根本的見直しが必要である。

研究成果の概要（英文）：In Lay-Judge (Saiban-in) trial of juvenile cases, adequate hearings which considers unique characteristics of juvenile cases and appropriate decisions of juveniles' treatment as results are required. At the same time, in Lay-Judge trials, meaningful participation of citizens are also required in order that more appropriate decisions can be made. But fundamental changes are needed both in substantive law and in the procedure of juvenile cases in order to meet these two requirements.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	4,900,000	1,470,000	6,370,000
2011年度	5,000,000	1,500,000	6,500,000
2012年度	1,700,000	510,000	2,210,000
総計	11,600,000	3,480,000	15,080,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：少年、裁判員、刑事裁判、家庭裁判所、公判前整理手続、判決全調査制度、鑑定

1. 研究開始当初の背景

裁判員制度の導入にともない、家庭裁判所（以下、家裁）の逆送決定を経て、刑事裁判に付される少年事件の相当数（年間 50 件程度）が、裁判員裁判により審理されることになる。少年事件への社会的関心の高さからすれば、少年事件が適正に審理され、処遇決定されることが、裁判員裁判の正統性を確保するうえでも重要である。そのためには、裁判員裁判として有効に機能するだけでなく、少年法 1 条の「健全育成」目的のもと、少年事

件の特性に配慮した、それに相応しい審理がなされる必要がある。そのような審理が、適切な処遇決定の基礎となる。現行法上も、少年事件の審理について、少年法 50 条は、少年の要保護性に関する人間行動科学的調査について定めた 9 条の趣旨に従って行われるべきとし、刑訴規則 277 条は、懇切を旨とし、事案の真相を明らかにするため、家裁の取り調べた証拠を取り調べるよう要求している。また、刑事裁判所から家裁への事件移送（少年法 55 条）や不定期刑（少年法 52 条）の制

度も設けられている。

しかし、これらの両立の実現には困難がともなう。従来、少年事件の刑事裁判においては、少年・関係者のプライバシーを保護し、少年の精神的打撃を回避するために、人定質問において住所・氏名が特定されないようにした例、少年と傍聴席のあいだに遮蔽措置を講じた例、傍聴席から少年の表情がみえないよう着席させた例などがある。また、家裁の作成した社会記録が処遇決定（少年法 55 条による家裁移送決定と量刑）の重要な証拠として活用され、公判廷において社会記録を取り調べるさいには、朗読に代えて、ごく簡単な要旨告知にとどめることが通例であった。ところが、公開原則が支配する刑事裁判において、直接主義・口頭主義の徹底、「見て聞いて分かる審理」、証拠の厳選と簡潔化、争点・証拠の整理を踏まえた迅速な集中的審理など、裁判員裁判に特有な要請が相俟って、これまで裁判官、検察官、弁護人の合意によりなされてきた配慮・工夫が不可能となり、少年・関係者のプライバシー保護、少年の精神的打撃の回避、さらには少年事件の特性を踏まえた、科学的・合理的な処遇決定などをめぐり深刻な問題が生じうる。

このような問題が生じうるのが、本研究代表者・分担者を含め、すでに何人かの論者により指摘されているが、その解決方法について、なお研究は不十分である。裁判員裁判としての機能を優先するあまり、少年事件の特性への配慮とそれに相応しい審理・処遇決定を軽視した見解も表明されている。あるいは、問題の深刻さから、少年事件を裁判員裁判の対象から除外すべきとの提案さえみられる。少年事件の適正な法的取扱いと裁判員裁判の有効な機能とは、いずれもきわめて重要な法的課題であり、これらを両立的に実現することが強く要請されている。そのためには、少年事件の裁判員裁判の運用実態とそれにもとない現出する法的問題を実証的に解明したうえで、比較法的検討をも踏まえつつ、それらについて法解釈学的・立法論的検討を加え、有効かつ公正な解決策を提示することが焦眉の課題である。

2. 研究の目的

裁判員裁判の実施にともない、それが大規模な改革であるだけに、予想を超える複雑な問題が生じるはずである。また、刑事裁判所の審理手続だけでなく、捜査手続、家裁の調査・審判手続、逆送決定などにも影響が生じるであろう。本研究は、法的検討の前提として、文献研究とともに、事件調査（インタビュー、傍聴、裁判例調査など）を通じて、その運用実態を解明し、それにもとない現出する法的問題を析出する。

このようにして析出した法的問題を、①捜査手続、②家裁の社会調査、③審判と逆送決

定、④公判前整理手続、⑤刑事裁判の審理手続と審理公開、⑥事実認定手続、⑦量刑と家裁移送、⑧量刑手続・量刑資料、⑨未決身体拘束、⑩少年弁護、の各領域について整理し、刑事法・少年法の原理・原則を踏まえ、比較法的検討にもよりながら、法的検討を加える。それにより、まず、現行法のもとでの法解釈論的解決策を提示する。

さらに、法解釈論的解決策の限界を指摘したうえで、その限界を克服し、法的問題を解決するための立法提案を行う。

これらの法的検討に基づき、事実認定過程と量刑過程の手続二分、とくに量刑手続の非公開、科学的・合理的量刑を保障する判決前調査制度（その担い手、調査方法、報告形式、証拠法上の取扱い）など、刑事裁判全体にかかわる改革課題を明らかにし、その解決のための方向性を提示する。このことは、とりわけ若年成人や精神的問題を抱える被告人の刑事裁判について、大きな理論的・実践的意義を有するであろう。

3. 研究の方法

本研究は、①文献調査とあわせて、国内事件調査（事件関係者インタビュー、裁判傍聴、裁判例調査など）により、少年事件の裁判員裁判の運用実態とその法的問題を明らかにし、②代表者・分担者のこれまでの研究の蓄積を活かした文献研究、③焦点を絞った効率的な外国調査、海外研究協力者とのコラボレーションによる国際犯罪社会学会のテーマ・セッションを含む、法的検討のための比較法研究、④精神医学や臨床心理の専門家である研究協力者とのコラボレーションによる研究会などを行い、⑤それらによる研究成果を研究論文、国際学会・国内学会のセッション報告などを通じて発表することによって、現行法解釈、立法提案の両面にわたる法的問題の解決策を提示し、さらにそれをもとに、事実認定・量刑の手続二分、量刑手続の非公開、判決前調査制度など、刑事裁判全体にかかわる改革課題を具体化・明確化する。

4. 研究成果

(1) 問題の所在と全体の概観

そもそも少年事件の刑事裁判では、少年法 1 条「健全育成」目的の下、少年事件の特性に配慮した、それに相応しい充実した審理と、その結果としての適切な処遇決定が要請されており、そのための創意工夫が積み重ねられてきた。他方、裁判員制度の導入により、一定数の少年事件が、裁判員裁判により審理されることになった。ここでは、市民参加を実質化させるために、公開原則や直接主義・口頭主義の徹底（「見て聞いて分かる審理」）、争点・証拠の整理（厳選と簡潔化）による迅速な集中的審理などが要請されるものとさ

れる。

しかし、これら2つの要請の両立的実現には相当な困難が伴う。最重要課題の1つである処遇決定のための資料、プロセス、内容のあり方をめぐって表れるアクチュアルな問題に対して、どのような解決策を提示するかが問題となる。

(2) 実務の現状と問題点

一方で、裁判員裁判は、「見て、聞いて、分かる」裁判を標榜する。他方で、これまで少年に対する刑事裁判で量刑や55条移送の「保護処分相当性」判断にあたり一般的に活用されてきた社会調査記録は、特にいわゆる「原則逆送」条項（少年法20条2項）該当事件において簡素化・簡潔化しているともいわれている。少年審判後、公判前整理手続を挟むため、裁判員裁判は社会調査記録作成から相当な時間が経過した後に開始されることも珍しくない。こうしたことから、現在、実務では、少年非行の背景になる社会問題や事件をめぐる力学・メカニズム、処遇に関する正しい情報を、何を使って、どのように裁判員たちに伝えるのかが大きな課題になっている。

これを解決する試みとして、対人支援専門職にある元家裁調査官による鑑定を実施するもの、専門家証人を活用するもの、これらの活用と併せて社会調査記録を活用するものがある。鑑別結果通知書と少年調査票の原本全部を証拠とし、評議室で全文を朗読する扱いをする例もあったが、いわば「密室」での扱いとなるため、その有効性については検証が難しいという課題があった。対人支援専門職にある者や専門家証人の活用例には、鑑定作業や面会を通して少年自身に変化が表れ、それが裁判所によっても内省の深まりと肯定的に評価されたものがある。また、専門家証人自身が、裁判所により少年の重要な社会資源と評価された例もある。対人支援専門職にある者や専門家証人の法廷における証言は裁判員にも分かりやすく伝わっており、判決後の会見で「最初は許せないと思ったが、立ち直りを誓う少年の態度に接して更生を願うようになった」とのコメントを残した裁判員もいた。

他方、対人支援専門職にある者の鑑定や専門家証人の面会に対する拘置所の対応にはばらつきがあり、限られた面会時間とアクリル板越しの面接では十分な心理検査ができないという課題がある。また、家裁や少年鑑別所作成の記録の開示や担当者調査官や技官との面接、ローデータの提供も課題として残る。

(3) 社会調査実務の変化

少年法9条などに基づき、少年を取り巻く社会の環境や少年の成育歴などが、家裁が受

理した少年事件とどのように結びついているのかを調査官が調査し、それに基づき、当該少年の成長発達に向けた最適な処遇を明らかにする社会調査実務においては、裁判員制度の実施前後から、以下のような顕著な変化が生じたことが、家裁調査官へのアンケートや弁護士への聴き取りなどを通して、窺われた。

第1が、少年法20条2項対象事件を中心に、裁判員裁判の対象となりうる少年事件に関して、調査官が社会調査の結果をまとめる少年調査票の記載においては、非行事実を中核とする、保護処分を許容する「特段の事情」の有無の検討に重点が置かれ、相対的に、非行の要因となりうる成育歴や少年を取り巻く環境に関する記載が乏しくなったという点である。とりわけ、刑事処分相当の処遇意見がまとめられるケースでは、保護処分による少年の改善・更生の可能性の検討じたいがなされなくなるという傾向も看取されるようになった。

第2が、そうした少年調査票の前提となる社会調査の大部分においても、非行事実を中核とする「特段の事情」の有無に関する調査に重点が置かれるようになったことである。その反面、少年調査票における記載が乏しくなった少年の成育歴や少年を取り巻く環境がどのように事件に影響を与えたのかについては、そもそも調査じたいが十分に行われなくなったことが強く推認される。

こうした変化の背景としては、社会調査のあり方については少年法に詳細に定められておらず、調査官に委ねられる部分が大いところに、社会調査を迅速化・画一化させる下位規範が定められ、少年法20条2項が「原則逆送」規定と実務において解釈された上で、裁判員制度が実施される等の客観的な状況の変化に、調査官が強い影響を受けたことが挙げられる。

(4) 社会調査のあるべき姿

とりわけ重大な少年事件に関する社会調査において、非行事実の調査に重点が置かれ、少年の成育歴や少年を取り巻く環境などが十分に調査されなくなるという方向での社会調査の変化は、いわゆる狭義の犯情以外の様々な事情も調査した上での処遇決定を前提としている少年法に反するものであり、妥当ではない。

少年法からは、少年法20条2項対象事件のような重大事件であるほど、少年の成育歴や少年を取り巻く環境などがどのように事件と関連しているのか等が、いっそう丁寧に調査されるべきことが帰結される。また、そうした丁寧な社会調査こそ、裁判員裁判で目指されるべきものとされた、「充実した審理・評議」の実現に資するのである。

もっとも、単に当該非行に至る諸要因のメ

カニズムとその要因である少年の人格や環境の問題点を解明することに重点が置かれる社会調査も、少年への不要な人権制約をもたらし、少年の社会調査への参加を妨げかねない点で、日本国憲法や子どもの権利条約に照らして問題がないわけではない。

こうした上位規範に照らして、あるべき社会調査を素描するならば、それは、可能な限り少年の人権制約が小さい方法を通して、少年が非行に至った諸要因のメカニズムと、そこから把握される本質的・決定的な問題点だけでなく、少年がその問題点を主体的に克服する可能性、およびその可能性を基礎とした、少年の成長発達を実現する最も少年の人権制約が小さい処遇を解明するものであり、少年がそのプロセスに参加できるものとなる。こうした、あるべき社会調査においては、とりわけ少年の成長発達可能性の解明に重点が置かれねばならない。具体的には、潜在している少年の能力や社会資源の解明に力が注がれる必要がある。以上の帰結からは、少年事件が重大であり、少年に対して選択される処遇の人権制約性が大きくなる可能性が高い程、あるべき調査がなされる必要性もより高くなるのである。

(5) 保護処分相当性の概念

2000年改正少年法の下で重大事件はいわゆる原則逆送の対象となった。立法時の議論では、とりあえず検察官に送致するものの、少年法55条による家裁への移送決定を柔軟に行えば、大きな弊害はないとの説明も見られ、改正法施行当初は55条移送の件数が微増傾向にあるかにみえた。しかしそれ以降、20条2項対象事件の逆送率がじわじわと上昇しているにもかかわらず、55条移送の件数は激減している状態にある。

その状態で、20条2項対象事件を始めとする重大少年事件は裁判員裁判の対象となった。裁判員裁判の運用において55条移送決定が出された例は少数にとどまり、ほとんどの事例で弁護人からの55条移送の主張は一蹴されている状態にある。このような運用の一因は、少年法55条の保護処分相当性について裁判所が行っている説明にあると考えられる。

しかし裁判所が依拠していると見られる、20条2項の原則逆送事件については保護処分相当性を判断する際も、対象事件について保護不適が推定される結果、原則として刑事処分が相当であるとの前提で、事案の重大性ないしそれを中心とした刑事処分相当性を減殺する特段の事情がある場合に限りて移送決定を行うのだという解釈論は必然ではない。そもそも20条2項についての、特段の事情がない限り逆送する規定だとの理解は必然ではなく、重大事件についてはより詳細な科学的調査を実施したうえで慎重に判断

することを求める規定と解することができる。また、20条2項を原則逆送規定と解した場合でも、55条移送判断をその裏腹と理解することは、「疑わしきは被告人の利益に」原則との関係、解釈論上保護不適を推定することの合理性、裁判規範としての明確性の問題など多くの疑問があり、保護処分優先主義に従って保護処分相当性の内容を説明していく方がむしろ合理的だという結論が得られた。

(6) 少年法50条の法意

少年法50条は少年に対する刑事裁判において科学的な調査を反映させた審理を行うことを要請するが、裁判例により「訓示規定」と理解されている。このことが、少年に対する刑事裁判で十分な科学的調査が行われない事態を引き起こす一因となっていると考えられる。

現行法50条の規定は旧少年法64条を継承したものであり、最高裁判所の裁判例は、この旧少年法上の規定を「訓示規定」としながらも、「当該具體的事件毎に諸般の状況を考量して、果して当該調査の方法が少年法の要求する所と背馳することなきや否やに依つて判決する」ことを求めたものであり、場合によっては違法となると理解した。この理解を前提として、旧法下では、「人格調査」を行わなかった場合には、審理不十分で破棄された上告審の判例がかなりあったとの指摘もある。こうした理解は、現行法50条に関する『最高裁判所刑事判例集』掲載の最高裁判所裁判例にも継承されたものの、家裁の調査(官)制度の整備に伴って社会調査記録を刑事裁判で活用する運用が定着したことによって、この規範的な意味は次第に意識されなくなった。しかし、社会調査記録の活用が少年法50条の要請を満たすための必要条件ではあっても十分条件ではないことは、「全国少年係裁判官会同」の場でも一貫して確認されてきた事柄であるといえる。この会同では、少年に対する刑事裁判の管轄を家裁に移したり、刑事裁判所において判決前調査制度を採用するという立法措置が問題の根本的解決として不可欠であることが再三に渡り確認されている。少年法50条の規範的要請に十分に応える立法が未だ行われていない現在、刑事裁判における社会調査記録の利用だけでは足りず、対人支援専門職にある者の情状鑑定や専門家証人の活用が不可欠となる。

(7) 裁判員裁判における社会記録の取調べ

アメリカにおける量刑手続で判決前調査報告書を証拠として利用する際に求められる適正手続保障に関する議論の分析から、アメリカでは連邦最高裁判例も含めて、量刑に関する資料が何らの制約もなく裁判官に提供され、裁判官は自由な形式でその資料に含

まれる情報を取得して、量刑についての心証を形成する裁量を有するとは考えられておらず、少なくとも、判決前調査報告書の記載内容に対して、被告人側に争う機会を保障すべきとする考え方が広まりつつあることが明らかになった。調査の目的や内容、さらに調査に対して向けられている批判の点でアメリカの判決前調査とかなりの部分共通の性格を有する社会調査記録の証拠調べ方法について、アメリカでの議論を参考にしつつ、日本においても、少年被告人に対する適正手続を十分に保障するために、以下の点の改革ないし検討が必要である。

第1に、少年事件の充実した審理と55条移送を含む適切な処遇決定のための基礎資料としての意味を持つ社会記録について、証拠としての使用を過度に制限することなく、他方で、被告人に不利益な事実や被告人から見て誤っていると考えられる事実について反対尋問で十分に争う機会を保障するという2つの課題を両立するために、作成者たる家裁調査官に対して、記録の内容について尋問する機会を被告人に保障することを条件に、刑訴法321条4項を準用して、社会記録自体に証拠能力を認めるのが妥当である。

第2に、裁判員裁判において、直接主義と裁判員の負担軽減の観点から、取り調べる社会記録を簡略化することは、処遇に関する基礎資料の貧弱化を招き、さらに社会調査自体の衰退を引き起こすことになるおそれが高く、適切ではない。家裁調査官の口頭証言と組み合わせることで社会記録全体を証拠調べの対象とすることによってこそ、充実した審理が実現するものと思われる。公開の法廷で少年のプライバシーが明らかになることに対しては、公開停止などの防止策を積極的に講じるべきである。

(8) 少年事件と死刑を巡る問題

実務上の死刑適用基準において、被告人が少年であったとの事情が持つ意義は不明確である。そこで裁判員の中から、死刑適用に積極的な意見が出されると従来よりも死刑適用が拡大する可能性がある。それに対し、少年法の専門家は一様に少年への死刑禁止か、成人とは異なる基準により謙抑的に適用すべきことを主張する。両者の乖離は大きい。

乖離を埋めるための1つの方策は、少年の死刑事件においてそれに相応しい手続保障を貫徹することである。少年刑事事件一般と同様に社会記録を最大限有効に活用するだけでなく、死刑事件においては刑事裁判でも鑑定を実施して、成長発達の遅滞の程度や今後の成長発達の余地についての科学的知見を裁判員に分かりやすく提示する必要がある。

次に、死刑適用基準において、被告人が犯行時少年であったことが持つ意味を明確に

することが必要である。これについては従来、犯行時18歳未満への死刑適用を禁止した少年法51条が犯行時18歳以上の少年にも準用されるかという形で争われてきた。しかしながら、犯罪を犯したとはいえ少年に対して命を奪う処分が許されるかは、本来より上位の憲法や国際人権法により規律されるべき問題である。そうした視点からは、保護の対象である少年の成長発達可能性を完全に閉ざしてしまう死刑という刑罰の許容性は疑わしい。許されるとすれば、少年が実質的にみて理念型としての成人と同程度の発達を遂げており、もはや保護の必要がないとされる場合だけであろう。

最後に世論との乖離については、米国の動向を踏まえると、生の世論を考慮することは避けるべきであり、国民の間で、重大な少年事件に対して死刑を言い渡した裁判例への反発が決定的なものでなければ、あとは裁判所が法の理念や少年の発達に関する発達心理学の知見等に従って主体的に判断を下してよいと考えられる。専門家のイニシアティブで少年事件に独自の対応を確立すべきことが明らかになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計35件)

- ① 葛野尋之、少年法改正提案の位置と文脈、法律時報、査読無、85巻1号、2013、56-57
- ② 武内謙治、国選弁護士付添人制度と検察官関与、法律時報、査読無、85巻1号、2013、58-63
- ③ 瀧野貴生、裁判員制度と予断排除原則の法則の本質、立命館法学、査読無、345・346号、2013、671-696
- ④ 葛野尋之、新自由主義、社会的排除と刑事司法、浅田和茂他編『斉藤豊治先生古稀祝賀論文集 刑事法理論の探求と発見』、査読無、成文堂、2012、365-387
- ⑤ 葛野尋之、裁判員裁判における民主主義と自由主義、法律時報、査読無、84巻9号、2012、4-9
- ⑥ 武内謙治、戦前期における附添人論(2)、法政研究、査読無、78巻4号、2012、178-216
- ⑦ 武内謙治、戦前期における附添人論(3)、法政研究、査読無、79巻1・2合併号、2012、166-208
- ⑧ 武内謙治、少年法における一事不再理効の原像、浅田和茂他編『斉藤豊治先生古稀祝賀論文集』、査読無、成文堂、2012、517-544
- ⑨ 瀧野貴生、裁判員裁判における社会記録の取調べと適正手続、浅田和茂他編『斉藤豊治先生古稀祝賀論文集』、査読無、成文堂、2012、545-570
- ⑩ 岡田行雄、刑事・少年司法におけるEBP、浅田和茂他編『斉藤豊治先生古稀祝賀論文集』、査読無、成文堂、2012、571-580

集』、査読無、成文堂、2012、415-434

⑪ 葛野 尋之、NEOLIBERALISM, SOCIAL EXCLUSION, AND CRIMINAL JUSTICE: A CASE IN JAPAN、Hitotsubashi Journal of Law and Politics、査読無、Vol. 40、2012、15-32

⑫ 本庄武、成長発達権の内実と少年法 61 条における推知報道規制の射程、一橋法学、査読無、Vol. 40、2012、99-138

⑬ 本庄武、少年事件での死刑判決、法学セミナー、査読無、678号、2011、38-41

⑭ 武内謙治、少年に対する裁判員裁判、季刊刑事弁護、査読無、69号、2011、191-197

⑮ 岡田行雄、少年法における年齢超過逆送規定の解釈について、熊本法学、査読有、122号、2011、276-308

〔学会発表〕(計 17 件)

① 岡田行雄、刑事政策における EBP、日本刑法学会九州部会第 112 回例会、2013 年 3 月 23 日、福岡大学

② 葛野尋之、New Trends in Juvenile Trials under the Japanese Lay System、Asian Criminological Society 4th Annual Conference、2012 年 8 月 21 日、Lotte Hotel, Soul, Korea

③ 武内謙治、少年事件の裁判員裁判一何を伝えるのか、何が伝わるのか、日本犯罪学会第 39 回大会、2012 年 10 月 28 日、一橋大学

④ 岡田行雄、法的に要請される社会調査のあり方、日本犯罪学会第 39 回大会、2012 年 10 月 27 日、一橋大学

⑤ 葛野尋之、(オーガナイズ) 少年事件の裁判員裁判、日本刑法学会第 89 回・ワークショップ「少年事件の裁判員裁判」、2011 年 5 月 29 日、法政大学

⑥ 葛野尋之、(招待基調報告) 新自由主義、社会的排除と刑事司法：日本の場合、国際犯罪学会第 161 回世界大会・全体会 4、2011 年 8 月 9 日、神戸国際会議場

⑦ 葛野尋之、Japanese Lay Judge System and Juvenile Trials、Asian Criminological Society 3rd Annual Conference、2011 年 12 月 18 日、Regent Taipei, Taiwan

⑧ 本庄武、日本の量刑の特色と判決前調査制度を導入することの意義、国際犯罪学会第 16 回世界大会日本犯罪学会セッション「判決前調査制度の国際比較」、2011 年 8 月 8 日、神戸国際会議場

⑨ 武内謙治、セッションの趣旨、国際犯罪学会第 16 回世界大会日本犯罪学会セッション「判決前調査制度の国際比較」、2011 年 8 月 8 日、神戸国際会議場

⑩ 正木祐史、少年事件と裁判員裁判をめぐる問題点、日本刑法学会第 89 回大会・ワークショップ「少年事件の裁判員裁判」、2011 年 5 月 19 日、法政大学

⑪ 岡田行雄、少年司法を取り巻く状況の変化

と家裁調査官による社会調査への影響、日本犯罪学会第 38 回大会、2011 年 10 月 22 日、立命館大学

〔図書〕(計 5 件)

① 斉藤豊治＝守屋克彦編集代表、現代人文社、コンメンタール・少年法、2012、654 (葛野尋之 (編集委員) 11-25、500-512、520-531、539-542、548-557、601-603；武内謙治 (編集委員) 108-110、197-217、217-219、221-230、478-480、585-588、604-697、607-611；瀧野貴生 557-564、621-625；正木祐史 83-85、181-197、259-262、349-353、396-399、409-422；岡田行雄 50-52；本庄武 569-585；中川孝博 331-333)

② 岡田行雄、日本評論社、少年司法における科学主義、2012、290

③ 岡田行雄 (共編著)、現代人文社、再非行少年を見捨てるな、2011、135 (10-21、112-131)

④ 森尾亮・森川恭剛・岡田行雄 (編)、日本評論社、人間回復の刑事法学、2010 年、336 (303-323)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

葛野 尋之 (KUZUNO HIROYUKI)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90221928

(2) 研究分担者

本庄 武 (HONJO TAKESHI)

一橋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60345444

武内 謙治 (TAKEUCHI KENJI)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：10325540

正木 祐史 (MASAKI YUSHI)

静岡大学・法務研究科・准教授

研究者番号：70339597

岡田 行雄 (OKADA YUKIO)

熊本大学・法学部・教授

研究者番号：40284468

中川 孝博 (NAKAGAWA TAKAHIRO)

國學院大学・法学部・教授

研究者番号：40330352

瀧野 貴生 (FUCHINO TAKAO)

立命館大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：20271851